マイナンバーカードを健康保険証として使うには

1 読み取り

マイナンバーカードをカードリーダーに入れてください

※カードリーダーには複数の種類があります

2 本人確認

顔認証または暗証番号のどちらかを選んでください

顔認証の場合

画面の枠に顔が収まるようにすると自動的に撮影されます。

または

暗証番号の場合

カード申請時に設定した4桁の暗証番号を入力します。

3 同意取得

医師・薬剤師に提供する情報を選んでください

①過去の診療/薬剤情報

過去の診療、処方された薬の情報を医師・薬剤師に提供します。

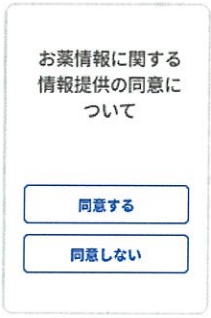

②特定健診情報

メタボ健診（40～74歳）や高齢者健診（75歳以上）の結果を提供します。

4 受付完了

受付が完了します。カードをカードリーダーからお取りください

高額療養費制度※をご利用される方は、カードを取らずに限度額情報を「提供する」を押してください。窓口で限度額以上の支払いが不要になります。

※高額療養費制度について詳しくは裏面をご覧ください

マイナ保険証を使うとどんな良いことがあるの?

メリット 1

より良い医療を受けることができます

医療機関・薬局を受診した際に、診療/薬剤の情報や特定健診等の結果の提供に同意すると、医師や薬剤師からご自身の情報に基づいた総合的な診断や重複する投薬を回避した適切な処方を受けることができます。

メリット 2

窓口で限度額以上の支払いが不要になります（高額療養費制度）

高額な医療費が発生する場合でも、マイナンバーカードを健康保険証として使うことで、医療機関の窓口で高額な医療費を一時的に自己負担したり、書類申請手続きをする必要がなくなります。

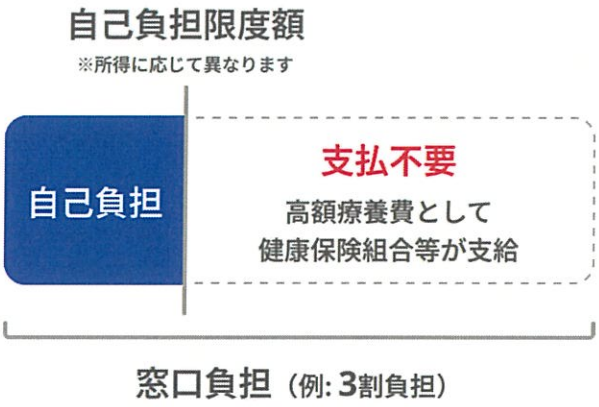

メリット 3

引越や、就職・転職の後もそのまま健康保険証として使えます

転職や転居等による健康保険証の切り替え更新が不要です。
※新しい保険者へ加入の場合は手続が必要です。

マイナンバーカードを安心してお使いいただくために

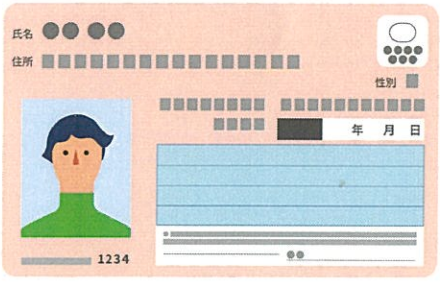

マイナンバーが他人に見られたとしても、他人が本人になりすまして手続きを行うことはできません。個人情報の保護には十分な安全対策が講じられていますので、安心して利用できます。

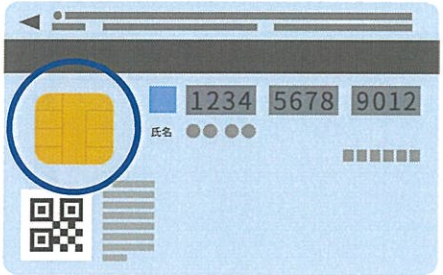

マイナンバーカードを健康保険証として利用する場合においても、カードおよびICチップに個人情報・医療情報は含まれません。そのため、キャッシュカードのように持ち歩いても問題はありませんが、暗証番号は別で管理をしてください。また紛失した場合は、速やかに下記フリーダイヤルにお電話いただき、一時停止手続きをしてください。

マイナンバー総合
フリーダイヤル **0120-95-0178**

［平日］9時30分から20時00分まで
［土日祝］9時30分から17時30分まで（年末年始を除く）

（令和7年12月時点）

医療機関・薬局の受付では、マイナ保険証か資格確認書をご提示ください

※従来の健康保険証の有効期限は終了しました

とってもカンタン！

ぜひ マイナンバーカード をご利用ください

1 受　付

マイナンバーカードを
カードリーダーに
置いてください。

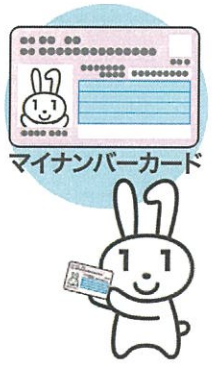

カードリーダーで
マイナンバーカードを
保険証として**登録**
できます！

2 本人確認

顔認証または
4ケタの暗証番号を入力してください。

顔認証

or

暗証番号

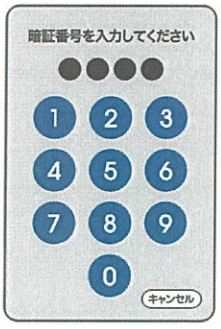

3 同意の確認

診察室等での診療・服薬・健診情報の
利用について確認してください。

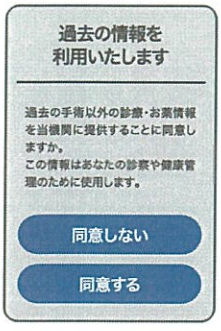

4 受付完了

お呼びするまでお待ちください。

カードを忘れずに！

マイナンバーカードを健康保険証として利用する（マイナ保険証）ための登録がまだの方は、以下２つの準備をお願いします。

STEP1.

マイナンバーカードを申請

■申請方法は以下から選択可能です

① オンライン申請
（パソコン・スマートフォンから）
② 郵便による申請
③ まちなかの
証明写真機からの申請

STEP2.

マイナンバーカードを健康保険証として登録

■利用登録の方法

① 医療機関・薬局の受付
（カードリーダー）で行う
② 「マイナポータル」から行う
③ セブン銀行ATMから行う

マイナンバーカードを使うメリット

より良い医療を受けることができる

過去のお薬情報や健康診断の結果を見られるようになるため、身体の状態や他の病気を推測して治療に役立てることができます。
また、お薬の飲み合わせや分量を調整してもらうこともできます。事故や災害時にも、お薬情報が共有されて安心です。

手続きなしで高額医療の限度額を超える支払を免除

限度額適用認定証等がなくても、高額療養費制度における限度額を超える支払が免除されます。

大切なお知らせ

- **マイナンバーカードの健康保険証利用登録をしていない方**には、**「資格確認書」を申請によらずお届けします。**
- **マイナ保険証を持っていても、マイナンバーカードでの受診等が困難な方（ご高齢の方、障害のある方等）**は、**申請いただくことで、資格確認書を交付**します。
（更新時の申請は不要）
- マイナ保険証をお使いの場合は、**マイナンバーカードの券面にある電子証明書の有効期限をご確認**の上、期限切れにご注意下さい。
※券面に記載がない場合の有効期限は、発行から5回目の誕生日までです。
マイナポータルでも確認できます。

マイナンバー総合フリーダイヤル **0120-95-0178**（マイナンバー）
5番を選択のうえ、音声ガイダンスにしたがってお進みください。
受付時間（年末年始を除く） 平日：9時30分～20時00分
土日祝：9時30分～17時30分

マイナンバーカードの健康保険証利用についてもっと知りたい方はこちら

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

（令和8年6月時点）

これまで通りの自己負担額で保険診療を受けられます

医療機関・薬局で提示するもの

マイナ保険証

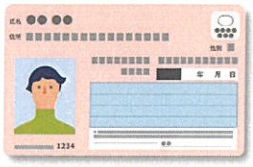

- 健康保険証利用登録をしたマイナンバーカードが、**マイナ保険証**です。利用登録は、医療機関・薬局の受付窓口に設置されている顔認証付きカードリーダーなどで簡単にできます。
- マイナ保険証を利用する際は、**マイナンバーカードの電子証明書の有効期限**※にご注意ください。

※マイナンバーカードの有効期限は10年（未成年者は5年）ですが、カードに格納されている電子証明書の有効期限は5年です。

マイナンバーカードの電子証明書の有効期限ってどうやって確認するの？

- 電子証明書の有効期限は、マイナンバーカードの券面（左下図の赤枠部分）に記載されています。
- 記載がない場合は、右下図の手順でマイナポータルからご確認ください。

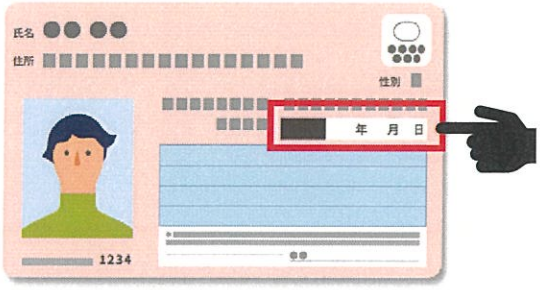

▲マイナンバーカードの券面

▲マイナポータル

電子証明書の有効期限の3か月前より、お知らせしています！

- 電子証明書の有効期限の更新が必要な場合、お手元に更新を案内する**有効期限通知書（封書）**が届きます。
- また、有効期限の3か月前から3か月後まで、医療機関・薬局でマイナ保険証を利用される際、顔認証付きカードリーダーで**更新アラートが表示**されます。
- 有効期限までに更新できないまま受診をしても、**有効期限が切れてから3か月間は健康保険証として利用可能**です。

※ 有効期限が切れた場合、マイナンバーカードの健康保険証以外の機能は利用できないため、お住まいの自治体の窓口にて速やかに更新ください。
※ スマートフォンのマイナ保険証については、実物のマイナンバーカードの有効期限まで健康保険証として利用可能です。

マイナ保険証をお持ちでなくても**資格確認書**によりこれまで通り医療にかかれます

<カード型イメージ>

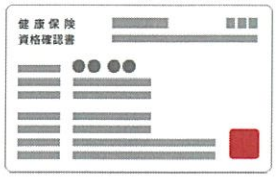

<はがき型イメージ>

マイナンバーカードの健康保険証利用登録をしていない方には、**「資格確認書」を申請によらずお届けします。**

また、**マイナ保険証を持っていても、マイナンバーカードでの受診等が困難な方（ご高齢の方、障害のある方等）**は、**申請いただくことで、資格確認書を交付**します。（更新時の申請は不要）

※詳しくは裏面の二次元コードよりご確認ください

顔認証付きカードリーダーの不具合などで
マイナ保険証による受付が上手くいかなくても、

自己負担10割でなく、これまで通りの自己負担額です

マイナ保険証での受付が出来ない場合

マイナ保険証を利用する際に、顔認証付きカードリーダーの不具合など
何らかの事情で資格確認を行えなかった場合も、以下のような対応で資格確認を行います。

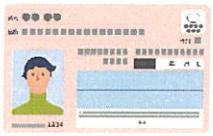

マイナンバーカードまたはマイナ保険証として利用可能な
スマートフォンを提示したが、**受付が出来ない**

ご提示可能な場合

マイナポータルの画面

※マイナポータルからダウンロード
したPDFファイルも可

資格情報のお知らせ

※スマートフォン利用時は、その場でマイナポータルにログインし、表示された資格情報の画面を提示（この場合、実物のマイナンバーカードの提示は不要）

ご提示できない場合

再診の場合

口頭確認

施設側で
資格確認に
必要な情報を
把握していれ
ば、職員より
口頭で確認

初診の場合

被保険者資格申立書

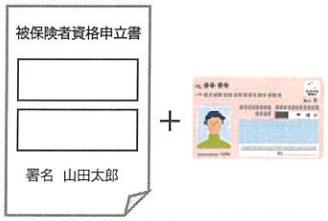

※職員より用紙を受取り
記入してください

資格情報のお知らせ ってなに？

- マイナ保険証をお持ちの方に、申請によらず交付される書類です。
- 単体では受診はできません。何らかの事情で資格確認を行えなかった場合に、マイナンバーカードとセットでご提示ください。

被保険者資格申立書 ってなに？

- 初診の医療機関・薬局にて、何らかの事情で資格確認ができなかった上、マイナポータルの画面や資格情報のお知らせを持ち合わせていないときに、ご記入いただく書類です。

マイナンバー総合
フリーダイヤル **0120-95-0178**
（マイナンバー）

5番を選択のうえ、音声ガイダンスにしたがってお進みください。

受付時間（年末年始を除く）
平　日：9時30分～20時00分
土日祝：9時30分～17時30分

マイナ保険証の
メリット等
について

資格確認書
について

デジタル庁　総務省　警察庁　厚生労働省　国税庁

マイナンバーカード

取得して5年目または10年目の方へ

更新の手続きのご案内

\2、3ヶ月前に封筒が届くので、手続きしてね！/

5年ごと 電子証明書の更新

ICチップ内の電子証明書を更新！

10年ごと カード本体の更新

写真も含めてカード本体を更新！

カードと電子証明書の有効期限はマイナンバーカードの表面で確認できます

電子証明書の有効期限が記載されていない方は、右記二次元コードよりマイナポータルにログイン後、トップページからマイナンバーカードを選択して確認できます。

https://myna.go.jp/

\ 更新は有効期限の3ヶ月前からできます！/

デジ庁　カード更新　検索

https://www.digital.go.jp/policies/mynumber/expiration-date

My Melody © 2025 SANRIO CO., LTD. APPROVAL NO. L662363

マイナンバーカードに関するお問い合わせ

マイナンバー総合フリーダイヤル　0120-95-0178（マイナンバー）

平日 9:30～20:00　土日祝 9:30～17:30（年末年始を除く）

※紛失・盗難によるマイナンバーカードの一時利用停止については24時間365日受け付けます

更新の仕方

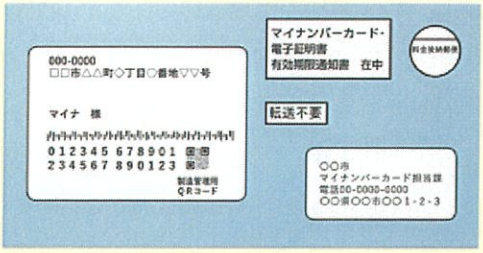

更新が必要な方には
期限の2、3ヶ月前に、
更新の封筒がご自宅へ届きます

電子証明書の更新

5年ごとに、
ICチップ内の
電子証明書を更新！

カード本体の更新

10年ごとに、
写真も含めて
カード本体を更新！

いずれかの方法で
事前申請

オンライン申請

写真機

郵送

お住まいの市区町村窓口へ

期限が切れてしまったら

様々な行政サービス、民間サービスが、便利に利用できなくなってしまいます。
お早めに更新をお願いします。

確定申告(e-Tax)

マイナポータル

銀行・証券口座開設

各種証明書の取得

病院・薬局

※健康保険証(保険資格の提供)としての利用は、有効期限が切れた日から3ヶ月間は可能です。

電子証明書とは？

それなあに？

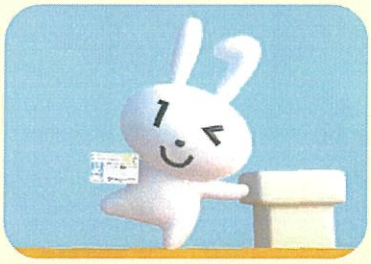

間違いなく本人であることを電子的に証明して
なりすましを防ぐ、

1人に1つだけの
「鍵」のようなものです！

パスワードを忘れたりロックが
かかってしまったときはこちら

https://www.j-lis.go.jp/
jpki/idreset/idreset_index.html